四日市市消防本部訓令第2号

四日市市消防吏員貸与品に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和6年3月31日

四日市市消防長 人見 実男

四日市市消防吏員貸与品に関する規程の一部を改正する規程 四日市市消防吏員貸与品に関する規程(平成7年四日市市消防本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正後

(貸与品の区分及び貸与方法)

第2条 規則第2条に定める貸与品は、<u>消</u> <u>防吏員</u>が個々に使用する貸与品(以下「<u>貸</u> <u>与品</u>」という。)、及び消防吏員が業務の 内容に応じて使用する貸与品(以下「業務 別貸与品」という。)とする。

(貸与品の貸与基準)

第3条 <u>貸与品</u>は、個人の持ち点の範囲 内において選択したものを貸与するも のとする。

2から3まで (略)

4 貸与品の品目並びに当該品目の最大 選択数量は、別表第1(<u>貸与品</u>)に定め る。

(業務別貸与品の貸与基準)

第4条 業務別貸与品の貸与基準は、別 表第<u>2</u> (業務別貸与品) に定める。

改正前

(貸与品の区分及び貸与方法)

第2条 規則第2条に定める貸与品は、<u>男性消防吏員</u>が個々に使用する貸与品(以下「<u>男性貸与品</u>」という。)、<u>女性消防吏員</u>が個々に使用する貸与品(以下「女性貸与品」という。)及び消防吏員が業務の内容に応じて使用する貸与品(以下「業務別貸与品」という。)とする。

(貸与品の貸与基準)

第3条 <u>男性貸与品</u>は、個人の持ち点の 範囲内において選択したものを貸与す るものとする。

2から4まで (略)

4 貸与品の品目並びに当該品目の最大 選択数量は、別表第1(<u>男性貸与品)、</u> 別表第2(女性貸与品)に定める。

(業務別貸与品の貸与基準)

第4条 業務別貸与品の貸与基準は、別表第3 (業務別貸与品)に定める。

 別表第1
 (貸与品) (第3条関係)
 別表第1
 (男性貸与品) (第3条関係)

 【別記1
 参照】

 別記表2
 (業務別貸与品) (第4条関係)
 別表第2 (女性貸与品) (第3条関係)

 【別記2
 参照】

 別表表3 (業務別貸与品) (第4条関係)

 別表表3 (業務別貸与品) (第4条関係)

【別記3 参照】

≪改正後≫

【別記1】

	品目		年度内最大	備考
			選択数量	
<u>帽</u>	<u>冬帽</u>		1個	
<u>子</u>	夏帽		1個	
	アポロキャ	ップ(冬・夏)	2個	
<u>制</u>	<u>冬服</u>	上衣	1 着	
<u>服</u>		ズボン	1本	
<u>等</u>		スカート	1 着	
	夏服	上衣(長袖)	2 着	
		上衣 (半袖)	2 着	
		ズボン	2本	
	活動服	上衣	2 着	
	(冬)	ズボン	2本	
	活動服	上衣	2本	
	(夏)	ズボン	2本	
	防寒衣		1 着	
	雨衣		1 着	
	ワイシャツ		1 着	
	<u>Tシャツ</u>		5 着	
	ポロシャツ		5 着	
	ハイネック	シャツ	2 着	
	<u>ネクタイ</u>		1本	
	<u> 名札</u>		2枚	
	バンド	制服用	1本	
		活動服用_	1本	
	<u>手袋</u>	白手袋	1双	
		皮手袋	3 双	
		ケブラー手袋	2双	

<u>靴</u>	<u>安全靴</u>	1足	
<u>等</u>	編上安全靴	1 足	
	防火長靴	1 足	
	ヘルメット	1個	
	防塵メガネ	1個	
	ヘッドライト	2個	
	<u>歡 笛</u>	1個	
	階級章	2個	

【別記2】

	品目		数量	貸与期間	備考
消	防火帽		1個	適時	
防	セパレート	型防火衣	1 着	適時	
隊					
救	白衣		1 着	適時	救急車1台当たり 9着
急	白雨衣		1 着	適時	救急車1台当たり 3着
隊	白長靴		1 足	適時	救急車1台当たり 3足
	救急服_	上衣(冬)	2 着	<u>適時</u>	
		上衣 (夏長袖)	2 着	適時	
		上衣 (夏半袖)	2 着	適時	
		ズボン (冬)	2 本	適時	
		ズボン (夏)	2 本	適時	
救	救助服_	上衣	1 着	<u>適時</u>	
助		下衣	1本	適時	
隊					
そ	整備服		1 着	適時	車両4台当たり 1着
の					
他					

≪改正前≫

【別記1】

品	目	年度内の最大	備考
		選択数量	
帽子_	<u>冬帽</u>	1個	
	夏帽	1個	
	アポロキャップ	2個	
	(冬・夏)		
<u>冬服</u>	上衣	1 着	
	<u>ズボン</u>	1本	
夏服	上衣(長袖)	2 着	
	上衣(半袖)	2 着	
	<u>ズボン</u>	2本	
活動服(冬)	上衣	2 着	
	<u>ズボン</u>	2本	
活動服(夏)	上衣	2 着	
	<u>ズボン</u>	2本	
救急服_	上衣(冬長袖)	_2 着_	
	上衣(夏長袖)	2 着	
	上衣(夏半袖)	_2 着_	
	ズボン (冬)	2本	
	ズボン(夏)	2本	
<u>救助服</u>	上衣	1 着	
	<u>ズボン</u>	1本	
<u>防寒衣</u>	ハーフコート	1 着	
	<u>ジャンバー</u>	1 着	
雨衣_		1 着	
ワイシャツ		1 着	
<u>Tシャツ</u> <u>ハイネックシャツ</u>		5 着	
ハイネックシャツ		2 着	

<u>ネクタイ</u>		1本	
名札		2枚	
バンド	制服用	1本	
	活動服用	1本	
	救急用_	1本	
手袋	白手袋	1双	
	皮手袋	3 双	
	ケブラー手袋	2双	
<u>靴</u>	安全靴	1足	
	編上安全靴	1足	
	防火長靴	1足	
ヘルメット		1 個	
<u> </u>		1個	
防塵メガネ		1個	
ヘッドライト		2個	

【別記2】

	品	目	年度内最大選択数	備考
			量	
<u>帽</u>	<u>冬帽</u>		1個	
<u>子</u>	夏帽		1個	
	アポロキャ	ップ (冬・夏)	2個	男性消防吏員と同仕様の
				<u>もの</u>
<u>制</u>	冬服	上衣	1 着	
<u>服</u>		スカート	1 着	
<u>等</u>		ズボン	1本	
	夏服	上衣(長袖)	2 着	男性消防吏員と同仕様の
				<u>もの</u>
		上衣(半袖)	2 着	男性消防吏員と同仕様の
				<u>もの</u>
		ズボン	2 本	

	活動服	上衣	2 着	男性消防吏員と同仕様の
	(冬)	ズボン	2 本	<u>もの</u>
	活動服	上衣	2 着	男性消防吏員と同仕様の
	(夏)	ズボン	2本	<u>to</u>
	<u>防寒衣</u>	ハーフコート	1 着	男性消防吏員と同仕様の
				<u>もの</u>
		ジャンバー	1 着	男性消防吏員と同仕様の
				<u>\$0</u>
	雨衣		1 着	
	<u>ブラウス</u>		1 着	
	<u>Tシャツ</u>		5 着	男性消防吏員と同仕様の
				<u> もの</u>
	ハイネック	シャツ	2 着	男性消防吏員と同仕様の
				<u> </u>
	<u>ネクタイ</u>		1本	
	<u> 名札</u>		2枚	
	<u>手袋</u>	白手袋	1双	男性消防吏員と同仕様の
				<u> </u>
		皮手袋	3 双	
		ケブラー手袋	2双	
	バンド	制服用	1本	男性消防吏員と同仕様の
		活動服用_	1本	<u>もの</u>
		救急用_	1本	
<u>靴</u>	編上安全靴	<u>.</u>	1足	男性消防吏員と同仕様の
<u>等</u>	安全靴		1足	<u>もの</u>
	防火長靴		1 足	
	ヘルメット		1個	男性消防吏員と同仕様の
				<u>もの</u>
	防塵メガネ		1個	男性消防吏員と同仕様の
				<u>もの</u>
	ヘッドライ	<u> </u>	2個	男性消防吏員と同仕様の

		<u>to</u>
<u> </u>	1個	男性消防吏員と同仕様の
		<u>to</u>

【別記3】

	品目		貸与期間	備考
消	防火帽	1 個	適時	
防	セパレート型防火衣	1 着	適時	
隊				
救	白衣	1 着	適時	救急車1台当たり 9着
急	白雨衣	1 着	適時	救急車1台当たり 3着
隊	白長靴	1 足	適時	救急車1台当たり 3足
そ	整備服	1 着	適時	車両4台当たり 1着
の				
他				

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(消防本部総務課)